

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第105期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社 秋田銀行

【英訳名】 THE AKITA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 藤 原 清 悦

【本店の所在の場所】 秋田市山王三丁目2番1号

【電話番号】 018(863)1212(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画部長兼広報室長 新 谷 明 弘

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋三丁目13番1号
株式会社秋田銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3564)3117

【事務連絡者氏名】 執行役員東京支店長兼東京事務所長 中 嶋 定 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社秋田銀行 東京支店
(東京都中央区京橋三丁目13番1号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,286	23,922	28,206	51,639	53,407
連結経常利益	百万円	6,145	3,332	4,926	11,336	10,259
連結中間純利益	百万円	2,449	3,020	2,359	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	4,776	4,952
連結純資産額	百万円	134,482	142,860	143,286	135,990	146,184
連結総資産額	百万円	2,292,949	2,236,177	2,255,923	2,229,418	2,238,248
1株当たり純資産額	円	684.74	707.46	715.89	695.92	724.09
1株当たり中間純利益	円	12.47	15.45	12.12	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	24.24	25.35
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	6.1	6.1	—	6.3
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.88	11.83	12.35	12.02	12.34
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,827	△78,381	87,843	29,402	△106,846
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△18,839	69,490	△84,061	△44,008	95,908
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△496	△609	△1,741	△1,663	△1,198
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	44,217	39,624	39,041	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	49,125	36,999
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,663 [526]	1,640 [497]	1,665 [508]	1,601 [495]	1,599 [484]

- (注) 1. 当行および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことにともない、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末総資産の部の合計で除して算出しております。
7. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第103期中	第104期中	第105期中	第103期	第104期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	21,750	20,371	24,754	44,490	46,314
経常利益	百万円	5,535	2,716	4,641	10,535	9,493
中間純利益	百万円	2,436	3,005	2,337	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,836	4,945
資本金	百万円	14,100	14,100	14,100	14,100	14,100
発行済株式総数	千株	196,936	195,936	195,936	195,936	195,936
純資産額	百万円	134,095	137,873	138,080	135,670	141,110
総資産額	百万円	2,281,182	2,224,668	2,244,159	2,218,377	2,227,263
預金残高	百万円	1,975,415	1,998,601	1,999,285	1,958,455	1,993,859
貸出金残高	百万円	1,275,338	1,261,749	1,257,712	1,234,793	1,290,620
有価証券残高	百万円	809,987	760,562	814,174	832,996	741,442
1株当たり純資産額	円	682.62	705.63	713.99	694.17	722.33
1株当たり中間純利益	円	12.40	15.37	12.00	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	24.54	25.31
1株当たり配当額	円	2.50	3.00	3.00	5.50	6.00
自己資本比率	%	—	6.1	6.1	—	6.3
単体自己資本比率 (国内基準)	%	11.49	11.39	11.92	11.59	11.92
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,562 [87]	1,533 [82]	1,558 [86]	1,507 [85]	1,495 [82]

(注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末総資産の部の合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行および当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務部門	周辺業務部門	保証業務部門	リース業務部門	合計
従業員数(人)	1,531 [86]	70 [415]	47 [5]	17 [2]	1,665 [508]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託および臨時従業員509人を含んでおりません。
2. 従業員数は、取締役を兼務していない執行役員7名を含んでおります。
3. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,558 [86]
---------	---------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託および臨時従業員87人を含んでおりません。
2. 従業員数は、取締役を兼務していない執行役員7名を含んでおります。
3. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 当行の従業員組合は、秋田銀行職員組合と称し、組合員数は1,131人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当中間期の国内経済は、前半、米国向けを中心とした輸出の鈍化やIT（情報技術）関連分野の在庫調整などから減速しましたが、期末にかけて在庫調整が進展するとともに輸出や生産が持ち直し、総じて緩やかながら拡大基調が続きました。

この間、雇用・所得環境が緩やかに改善したことから、個人消費は力強さを欠きながらも底堅く推移しました。また、民間設備投資は高水準の企業収益を背景に引き続き増加基調となったものの、公共投資は国と地方の厳しい財政事情を反映して減少傾向が続きました。

県内経済は、公共投資や住宅投資は低調に推移したものの、大手出先企業を中心に民間設備投資が増加し、生産活動も堅調な内外需要に支えられて一部で回復傾向を持続するなど、総じて緩やかながら回復に向けた動きが続きました。

産業動向では、主力の電子部品・デバイスや機械金属の生産活動が高水準を維持したものの、その他の産業は総じて低調な動きとなりました。また、商況は、デジタル家電製品など耐久消費財の一部に堅調な動きがみられたものの、所得環境の回復の遅れから大型店売上が伸び悩むなど、全体として低迷を脱することはできませんでした。

金融界においては、各金融機関が「攻めの経営戦略」に転ずるなか、ゆうちょ銀行発足やイオン銀行参入を控え、ATMの相互開放または手数料の無料化、個人客をターゲットとした新商品・サービスの開発など、特にリテール分野における競争が激化しております。

また、平成19年3月期決算からバーゼルⅡが適用されたほか、平成19年9月には金融商品取引法が施行されるなど、各金融機関にはリスク管理の高度化を含めた内部統制の整備やコンプライアンスの一段の整備・強化など、より高いレベルでの内部管理態勢の構築が求められております。

以上のような経営環境のもと、当行は中期経営計画「考動と躍進の1,000日」で掲げた、①「収益・コスト構造の改革」、②「貸出資産の健全化」、③「地域への貢献」および④「組織の活性化」の4つの重点方針に基づいた諸施策に取り組んだ結果、次のような業績を収めることができました。

連結ベースの経常収益は、利回り上昇により貸出金利息および有価証券利息配当金収入が増加したことから、前中間連結会計期間比42億8千4百万円増加の282億6百万円となりました。また、経常費用は、利回り上昇により預金利息が増加したことおよび戦略的投資の実施にともない物件費が増加したことから前中間連結会計期間比26億9千万円増加の232億8千万円となりました。

この結果、経常利益は前中間連結会計期間比15億9千4百万円増加の49億2千6百万円となりました。

中間純利益は、前中間連結会計期間に貸倒引当金戻入益を計上した反動から、前中間連結会計期間比6億6千1百万円減少し、23億5千9百万円となりました。

当中間連結会計期間の事業の種類別セグメントの業績は、銀行業では、経常収益は前年同期比43億8千3百万円増加し247億5千4百万円、経常利益は前期比19億2千5百万円増加し46億4千1百万円となりました。

リース業務では、経常収益は前年同期比4千6百万円減少し29億2千万円、経常利益は前年同期比8百万円増加の1億4千9百万円となりました。

クレジットカード業等のその他の業務では、経常収益は前年同期比6千5百万円減少の15億7千1百万円、経常利益は前年同期比2千4百万円増加の1億3千5百万円となりました。

・資産、負債等の状況

総預金

個人預金の増加により当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比194億円増加し、2兆515億円となりました。

なお、預り資産につきましては、多様化するお客様の資産運用ニーズに積極的に応えた結果、当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比141億円増加し（うち、公共債13億円減少、投資信託108億円増加、生命保険46億円増加）、1,969億円となりました。

貸出金

個人ローンおよび地方公共団体向け貸出金が減少した結果、当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比328億円減少し、1兆2,546億円となりました。

有価証券

当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比728億円増加し、8,146億円となりました。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、資金調達勘定（預金、譲渡性預金）の増加および資金運用勘定（貸出金、コールローン等）の減少を要因に、878億4千3百万円のプラスとなりました。（前中間連結会計期間比1,662億2千4百万円の増加）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が有価証券の売却および償還による収入を上回ったこと等を要因に、840億6千1百万円のマイナスとなりました。（前中間連結会計期間比1,535億5千1百万円の減少）

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得および配当金支払による支出を要因に、17億4千1百万円のマイナスとなりました。（前中間連結会計期間比11億3千2百万円の減少）

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比20億4千2百万円増加し、390億4千1百万円となりました。

(1) 国内業務・国際業務部門別収支

資金運用収支につきましては、運用利回りの上昇を主因として、国内業務部門で前中間連結会計期間比301百万円(1.9%)、国際業務部門で92百万円(62.5%)それぞれ増加し、合計では392百万円(2.4%)増加しました。

役務取引等収支につきましては、支払手数料の増加を主因として、国内業務部門で前中間連結会計期間比35百万円(1.2%)、国際業務部門で1百万円(7.6%)減少したことから、合計では36百万円(1.2%)減少しました。

その他業務収支につきましては、国際業務部門が前中間連結会計期間比43百万円(143.3%)減少したものの、国債等債券売却損益が好転したことを主因として国内業務部門が2,261百万円(99.2%)増加したことから、合計では2,217百万円(98.6%)増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	15,782	147	15,930
	当中間連結会計期間	16,083	239	16,322
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	16,537	703	17,228
	当中間連結会計期間	18,630	1,847	20,350
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	754	555	1,297
	当中間連結会計期間	2,547	1,608	4,027
役務取引等収支	前中間連結会計期間	2,827	13	2,840
	当中間連結会計期間	2,792	12	2,804
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,608	19	3,627
	当中間連結会計期間	3,773	18	3,792
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	781	6	787
	当中間連結会計期間	981	5	987
その他業務収支	前中間連結会計期間	△2,278	30	△2,247
	当中間連結会計期間	△17	△13	△30
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,801	30	2,832
	当中間連結会計期間	2,767	19	2,787
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	5,080	—	5,080
	当中間連結会計期間	2,785	33	2,818

- (注) 1. 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間8百万円)を控除して表示しております。
3. 資金運用収益および資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務・国際業務部門別資金運用／調達状況

① 国内業務部門

資金運用勘定平均残高が貸出金の増加を主因に前中間連結会計期間比4,524百万円増加し、利回りが貸出金および有価証券の利回りを主因に0.19ポイント上昇したことから、資金運用利息は2,093百万円増加しました。一方、資金調達勘定平均残高はコールマネーなど短期調達勘定を主因として前中間連結会計期間比5,451百万円減少したものの、預金利回りを主因として資金調達利回りが0.17ポイント上昇したことから資金調達利息は1,793百万円増加しました。以上から、運用収支は前中間連結会計期間比301百万円増加しました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(37,244) 2,109,394	(12) 16,537	1.56
	当中間連結会計期間	(85,300) 2,113,918	(128) 18,630	1.75
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,215,235	11,520	1.89
	当中間連結会計期間	1,222,852	12,935	2.10
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	268	0	0.02
	当中間連結会計期間	90	0	0.05
うち有価証券	前中間連結会計期間	812,442	4,893	1.20
	当中間連結会計期間	760,445	5,366	1.40
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	7,863	6	0.17
	当中間連結会計期間	14,878	47	0.63
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,912	20	0.59
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	4,114	6	0.30
	当中間連結会計期間	2,831	8	0.62
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,041,342	754	0.07
	当中間連結会計期間	2,035,891	2,547	0.24
うち預金	前中間連結会計期間	1,963,895	496	0.05
	当中間連結会計期間	1,961,652	2,225	0.22
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	52,222	22	0.08
	当中間連結会計期間	61,279	126	0.41
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	17,032	4	0.04
	当中間連結会計期間	3,159	8	0.53
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	9,264	1	0.04
	当中間連結会計期間	9,290	24	0.53
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	5,911	31	1.04
	当中間連結会計期間	7,799	39	1.01

(注) 1. 国内業務部門とは、当行および連結子会社の円建取引であります。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間5,916百万円、当中間連結会計期間5,303百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間6,987百万円、当中間連結会計期間7,294百万円)および利息(前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間8百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

4. ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高および利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

資金運用勘定平均残高が前中間連結会計期間比45,813百万円増加し、利回りが0.90ポイント上昇したことから、資金運用利息は1,144百万円増加しました。一方、資金調達勘定平均残高は前中間連結会計期間比45,819百万円増加し、利回りが1.04ポイント上昇したことから、資金調達利息は1,053百万円増加しました。以上から、運用収支は前中間連結会計期間比92百万円増加しました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	43,730	703	3.21
	当中間連結会計期間	89,543	1,847	4.11
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	21,744	141	1.29
	当中間連結会計期間	20,099	139	1.38
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	21,130	550	5.19
	当中間連結会計期間	65,187	1,696	5.19
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	3,360	9	0.58
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(37,244) 43,793	(12) 555	2.53
	当中間連結会計期間	(85,300) 89,612	(128) 1,608	3.57
うち預金	前中間連結会計期間	3,768	46	2.45
	当中間連結会計期間	3,140	39	2.50
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,736	65	4.76
	当中間連結会計期間	1,121	30	5.37
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマースヤル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1. 国際業務部門とは、当行および連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

なお、当行国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間7百万円、当中間連結会計期間6百万円)を控除して表示しております。

4. ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高および利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)	利息(百万円)	利回り(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,115,880	17,228	1.62
	当中間連結会計期間	2,118,161	20,350	1.91
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,215,235	11,520	1.89
	当中間連結会計期間	1,222,852	12,935	2.10
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	268	0	0.02
	当中間連結会計期間	90	0	0.05
うち有価証券	前中間連結会計期間	834,186	5,035	1.20
	当中間連結会計期間	780,544	5,505	1.40
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	28,994	557	3.83
	当中間連結会計期間	80,065	1,744	4.34
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,912	20	0.59
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	4,114	6	0.30
	当中間連結会計期間	6,192	18	0.60
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,047,891	1,297	0.12
	当中間連結会計期間	2,040,203	4,027	0.39
うち預金	前中間連結会計期間	1,967,664	542	0.05
	当中間連結会計期間	1,964,792	2,265	0.22
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	52,222	22	0.08
	当中間連結会計期間	61,279	126	0.41
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	19,769	69	0.70
	当中間連結会計期間	4,281	38	1.80
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	9,264	1	0.04
	当中間連結会計期間	9,290	24	0.53
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	5,911	31	1.04
	当中間連結会計期間	7,799	39	1.01

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間5,923百万円、当中間連結会計期間5,309百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間6,987百万円、当中間連結会計期間7,294百万円)および利息(前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間8百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高および利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内業務・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門

役務取引等収益は、投資信託販売手数料等の増加を要因に前中間連結会計期間比165百万円増加したものの、役務取引等費用が融資保険料等の増加を要因に200百万円増加したことから役務取引等収支は35百万円減少しました。

国際業務部門

役務取引等収益が前中間連結会計期間比1百万円減少し、役務取引等費用が同1百万円減少したことから役務取引等収支は1百万円減少いたしました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,608	19	3,627
	当中間連結会計期間	3,773	18	3,792
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	971	—	971
	当中間連結会計期間	974	—	974
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,114	17	1,131
	当中間連結会計期間	1,093	15	1,109
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	36	—	36
	当中間連結会計期間	45	—	45
うち代理業務	前中間連結会計期間	98	—	98
	当中間連結会計期間	109	—	109
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	36	—	36
	当中間連結会計期間	36	—	36
うち保証業務	前中間連結会計期間	290	2	292
	当中間連結会計期間	277	2	280
うちクレジット・カード業務	前中間連結会計期間	353	—	353
	当中間連結会計期間	366	—	366
役務取引等費用	前中間連結会計期間	781	6	787
	当中間連結会計期間	981	5	987
うち為替業務	前中間連結会計期間	181	5	187
	当中間連結会計期間	187	5	193

(注) 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。

(4) 国内業務・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,992,780	4,030	1,996,811
	当中間連結会計期間	1,994,204	3,327	1,997,531
うち流動性預金	前中間連結会計期間	923,959	—	923,959
	当中間連結会計期間	918,335	—	918,335
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,043,462	—	1,043,462
	当中間連結会計期間	1,056,746	—	1,056,746
うちその他	前中間連結会計期間	25,358	4,030	29,389
	当中間連結会計期間	19,122	3,327	22,449
譲渡性預金	前中間連結会計期間	51,722	—	51,722
	当中間連結会計期間	54,053	—	54,053
総合計	前中間連結会計期間	2,044,503	4,030	2,048,533
	当中間連結会計期間	2,048,257	3,327	2,051,584

(注) 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内業務・国際業務部門別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,258,406	100.00	1,254,663	100.00
製造業	101,505	8.07	105,086	8.38
農業	2,096	0.17	2,093	0.17
林業	1,787	0.14	1,859	0.15
漁業	26	0.00	28	0.00
鉱業	14,961	1.19	13,010	1.04
建設業	81,559	6.48	77,453	6.17
電気・ガス・熱供給・水道業	8,893	0.71	7,952	0.63
情報通信業	17,282	1.37	19,250	1.53
運輸業	24,125	1.92	23,862	1.90
卸売・小売業	157,053	12.48	153,449	12.23
金融・保険業	47,322	3.76	50,447	4.02
不動産業	56,281	4.47	57,295	4.57
各種サービス業	160,923	12.79	165,628	13.20
地方公共団体	239,705	19.05	235,656	18.78
その他	344,881	27.40	341,587	27.23
国際業務部門 及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,258,406	—	1,254,663	—

(注) 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

[次へ](#)

(6) 国内業務・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	189,311	—	189,311
	当中間連結会計期間	197,297	—	197,297
地方債	前中間連結会計期間	176,475	—	176,475
	当中間連結会計期間	187,665	—	187,665
短期社債	前中間連結会計期間	19,998	—	19,998
	当中間連結会計期間	34,391	—	34,391
社債	前中間連結会計期間	241,336	—	241,336
	当中間連結会計期間	251,855	—	251,855
株式	前中間連結会計期間	78,834	—	78,834
	当中間連結会計期間	76,219	—	76,219
その他の証券	前中間連結会計期間	34,768	20,243	55,012
	当中間連結会計期間	47,496	19,681	67,177
合計	前中間連結会計期間	740,724	20,243	760,967
	当中間連結会計期間	794,926	19,681	814,607

(注) 1. 国内業務部門とは当行および連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行および連結子会社の外貨建取引であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券および外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	15,518	18,130	2,612
経費(除く臨時処理分)	12,642	13,180	538
人件費	6,388	6,343	△45
物件費	5,497	6,041	544
税金	755	795	40
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,875	4,950	2,075
除く国債等債券損益(5勘定戻)	4,855	5,104	249
① 一般貸倒引当金繰入額	—	△132	△132
業務純益	2,875	5,082	2,207
うち国債等債券損益(5勘定戻)	△1,980	△153	1,827
臨時損益	△156	△440	△284
② 不良債権処理損失	3	1,133	1,130
貸出金償却	—	30	30
個別貸倒引当金繰入額	—	1,069	1,069
債権売却損	3	33	30
(貸倒償却引当費用①+②)	3	1,001	998
株式等関係損益	27	816	789
株式等売却益	96	1,138	1,042
株式等売却損	0	14	14
株式等償却	69	306	237
その他臨時損益	△180	△124	56
経常利益	2,716	4,641	1,925
特別損益	3,009	△671	△3,680
うち固定資産処分損益	△82	△68	14
固定資産処分益	3	2	△1
固定資産処分損	86	70	△16
うち減損損失	209	277	68
うち貸倒引当金戻入益	3,300	—	△3,300
うち役員退職慰労引当金繰入額(過年度分)	—	170	170
うち睡眠預金払戻引当金繰入額	—	157	157
税引前中間純利益	5,726	3,969	△1,757
法人税、住民税及び事業税	19	1,481	1,462
法人税等調整額	2,701	151	△2,550
中間純利益	3,005	2,337	△668

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用および退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 国債等債券損益(5勘定戻)＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

[次へ](#)

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.53	1.73	0.20
(イ)貸出金利回	1.84	2.07	0.23
(ロ)有価証券利回	1.20	1.40	0.20
(2) 資金調達原価 ②	1.29	1.53	0.24
(イ)預金等利回	0.05	0.23	0.18
(ロ)外部負債利回	0.04	0.55	0.51
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.24	0.20	△0.04

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROA(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益(一般貸倒引当金繰入前) ベース	0.26	0.45	0.19
業務純益ベース	0.26	0.46	0.20
中間純利益ベース	0.27	0.21	△0.06

4. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益(一般貸倒引当金繰入前) ベース	4.19	7.07	2.88
業務純益ベース	4.19	7.26	3.07
中間純利益ベース	4.38	3.33	△1.05

5. OHR(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務粗利益ベース	81.46	72.69	△8.77

6. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
総預金(譲渡性預金含む)(末残)	2,053,124	2,055,938	2,814
総預金(譲渡性預金含む)(平残)	2,024,661	2,030,439	5,778
貸出金(末残)	1,261,749	1,257,712	△4,037
貸出金(平残)	1,218,518	1,225,979	7,461

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,353,448	1,383,165	29,717
法人	468,189	450,231	△17,958
その他	176,964	165,889	△11,075
合計	1,998,601	1,999,285	684

(注) 譲渡性預金および特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	329,765	328,940	△825
住宅ローン残高	308,595	309,061	466
その他ローン残高	21,169	19,879	△1,290

(4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	888,593	880,258	△8,335
総貸出金残高	②	百万円	1,261,749	1,257,712	△4,037
中小企業等貸出金比率	①/②	%	70.42	69.98	△0.44
中小企業等貸出先件数	③	件	93,495	90,092	△3,403
総貸出先件数	④	件	93,676	90,286	△3,390
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.80	99.78	△0.02

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

7. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	14	52	16	45
保証	1,699	14,761	1,543	11,622
計	1,713	14,814	1,559	11,667

(注) 有価証券の私募による社債に対する保証債務にかかる支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことにもない、相殺しております。

前中間会計期間において、上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の「保証」および「計」の口数が24件、金額が3,070百万円それぞれ減少します。

[前へ](#)

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,100	14,100
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	6,272	6,274
	利益剰余金	88,742	91,804
	自己株式(△)	337	1,489
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	585	580
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	4,651	4,838
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	112,844	114,949
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,727	2,719
	一般貸倒引当金	4,947	4,637
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	7,674	7,357	
うち自己資本への算入額 (B)	7,674	7,357	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	20
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	120,418	122,286

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,007,740	909,446
	オフ・バランス取引等項目	9,495	13,139
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,017,235	922,585
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	67,261
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	5,380
計 (E)+(F)(注5) (H)		1,017,235	989,847
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		11.83	12.35
(参考)Tier 1比率=A/H×100(%)		11.09	11.61

- (注) 1. 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号および第5号(旧告示第24条第1項第4号および第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	14,100	14,100
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	6,268	6,268
	その他資本剰余金	4	3
	利益準備金	14,100	14,100
	その他利益剰余金	74,291	77,339
	その他	—	—
	自己株式(△)	322	1,489
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	586	580
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	107,857	109,743
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,727	2,719
	一般貸倒引当金	4,083	3,831
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	6,810	6,550
うち自己資本への算入額 (B)	6,810	6,550	
控除項目	控除項目(注4) (C)	101	20
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	114,566	116,274
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	996,062	897,723
	オフ・バランス取引等項目	9,495	13,139
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,005,558	910,863
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	64,356
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	5,148
	計(E)+(F)(注5) (H)	1,005,558	975,219
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		11.39	11.92
(参考)Tier 1比率 = A/H×100(%)		10.72	11.25

- (注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号および第5号(旧告示第31条第1項第4号および第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態および経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	248	230
危険債権	428	399
要管理債権	96	57
正常債権	12,007	12,053

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

業務範囲の拡大、新銀行の誕生による一層の競合激化および顧客保護等管理態勢の強化など、金融機関が対応すべき課題は広がりとし重みを増し続けております。

こうしたなか、当行グループは、お客様や地域をはじめとした皆様のご期待に対してより高いレベルでお応えできるよう、「質の高い総合的な金融サービスを提供し、お客様や地域の発展に貢献すべき企業」となることを目指しており、平成17～19年度を対象とした中期経営計画「考動と躍進の1,000日」の最終年度となる平成19年度については、「個人取引基盤の拡大」、「提案型・問題解決型営業の定着」、「お客様満足度の向上」、「経営資源の配分見直し」および「運用力の強化」に取組み、営業基盤の拡充および収益性の向上をはかり、経営体質の強化を実現したいと考えております。

今後とも私どもを支えてくださる方々をご安心してお付き合いいただける金融機関として、また、地域社会・経済の発展に貢献し、「地域共栄」の経営理念を具現化できるよう、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、皆様のお一層のご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に売却した主要な設備等は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	事業部門の別	設備の内容	前期末帳簿価額 (百万円)	完了年月
当行	大曲南	秋田県大仙市	銀行業務	店舗	78	平成19年4月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	687,455,000
計	687,455,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	195,936,439	同左	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
計	195,936,439	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	—	195,936	—	14,100,848	—	6,268,614

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	8,492	4.33
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	8,046	4.10
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,813	2.96
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,175	2.64
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	4,623	2.35
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,712	1.89
シービーエヌワイ デイエフエ イ インターナショナル キャ ップ バリュポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA(東京都品川区東品川2丁目3番14 号)	3,595	1.83
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	3,447	1.75
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	3,334	1.70
秋田銀行職員持株会	秋田県秋田市山王三丁目2番1号	3,277	1.67
計	—	49,516	25.27

(注) 次の法人から、当中間期中に大量保有報告書の提出があり(報告義務発生日 平成19年5月31日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当中間期末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ブランデス・インベストメ ント・パートナーズ・エ ル・ピー	アメリカ合衆国、カリフォルニア州 92191-9048、サンディエゴ、エル・ カミノ・レアール 11988、500号室	12,167	6.21

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,545,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 190,934,000	190,934	同上
単元未満株式	普通株式 2,457,439	—	同上
発行済株式総数	195,936,439	—	—
総株主の議決権	—	190,934	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。
また「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式914株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 秋田銀行	秋田市山王三丁目2番1号	2,545,000	—	2,545,000	1.29
計	—	2,545,000	—	2,545,000	1.29

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	609	600	625	617	582	521
最低(円)	571	576	582	555	475	460

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日までに役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表および前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表および当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		53,776	2.40	48,937	2.17	43,128	1.93
コールローン及び買入手形		97,507	4.36	70,354	3.12	96,340	4.30
買入金銭債権		24,058	1.08	26,034	1.15	26,047	1.16
商品有価証券		85	0.00	100	0.00	69	0.00
金銭の信託		6,993	0.31	8,964	0.40	4,002	0.18
有価証券	※ 1, 8, 13	760,967	34.03	814,607	36.11	741,874	33.14
貸出金	※2, 3 4, 5, 6, 7, 9	1,258,406	56.28	1,254,663	55.62	1,287,414	57.52
外国為替	※7	397	0.02	295	0.01	290	0.01
その他資産	※8	15,209	0.68	18,177	0.81	25,205	1.13
有形固定資産	※ 8, 10, 11, 12	32,907	1.47	31,676	1.40	32,584	1.46
無形固定資産	※8	1,110	0.05	1,828	0.08	1,420	0.06
繰延税金資産		893	0.04	664	0.03	610	0.03
支払承諾見返	※13	14,814	0.66	11,667	0.52	11,108	0.50
貸倒引当金		△30,952	△1.38	△32,047	△1.42	△31,848	△1.42
資産の部合計		2,236,177	100.00	2,255,923	100.00	2,238,248	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	1,996,811	89.30	1,997,531	88.55	1,992,279	89.01
譲渡性預金		51,722	2.31	54,053	2.39	39,849	1.78
コールマネー及び売渡手形	※8	2,359	0.11	923	0.04	3,508	0.16
債券貸借取引受入担保金	※8	—	—	7,429	0.33	8,463	0.38
借入金	※8	5,997	0.27	10,543	0.47	10,264	0.46
外国為替		26	0.00	112	0.00	35	0.00
その他負債		9,844	0.44	17,881	0.79	12,153	0.54
役員賞与引当金		—	—	—	—	20	0.00
退職給付引当金		5,896	0.26	5,884	0.26	5,833	0.26
役員退職慰労引当金		—	—	219	0.01	—	—
睡眠預金払戻引当金		—	—	157	0.01	—	—
繰延税金負債		2,846	0.13	3,311	0.15	5,567	0.25
再評価に係る繰延税金負債	※10	2,997	0.13	2,921	0.13	2,978	0.13
支払承諾	※13	14,814	0.66	11,667	0.52	11,108	0.50
負債の部合計		2,093,316	93.61	2,112,637	93.65	2,092,064	93.47
(純資産の部)							
資本金		14,100	0.63	14,100	0.63	14,100	0.63
資本剰余金		6,272	0.28	6,274	0.28	6,275	0.28
利益剰余金		88,742	3.97	91,804	4.07	90,076	4.02
自己株式		△337	△0.02	△1,489	△0.07	△343	△0.02
株主資本合計		108,778	4.86	110,690	4.91	110,110	4.92
その他有価証券評価差額金		26,384	1.18	24,656	1.09	28,297	1.26
繰延ヘッジ損益		△18	△0.00	△22	△0.00	△29	△0.00
土地再評価差額金	※10	3,063	0.14	3,122	0.14	3,076	0.14
評価・換算差額等合計		29,430	1.32	27,756	1.23	31,344	1.40
少数株主持分		4,651	0.21	4,838	0.21	4,730	0.21
純資産の部合計		142,860	6.39	143,286	6.35	146,184	6.53
負債及び純資産の部合計		2,236,177	100.00	2,255,923	100.00	2,238,248	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		23,922	100.00	28,206	100.00	53,407	100.00
資金運用収益		17,228		20,350		37,160	
(うち貸出金利息)		(11,520)		(12,935)		(23,821)	
(うち有価証券利息配当金)		(5,035)		(5,506)		(10,911)	
役務取引等収益		3,627		3,792		7,309	
その他業務収益		2,832		2,787		5,702	
その他経常収益		233		1,277		3,233	
経常費用		20,590	86.07	23,280	82.53	43,148	80.79
資金調達費用		1,300		4,036		4,344	
(うち預金利息)		(542)		(2,265)		(1,876)	
役務取引等費用		787		987		1,778	
その他業務費用		5,080		2,818		8,079	
営業経費		12,940		13,612		25,960	
その他経常費用	※1	482		1,826		2,985	
経常利益		3,332	13.93	4,926	17.47	10,259	19.21
特別利益		2,952	12.34	18	0.06	24	0.05
貸倒引当金戻入益		2,945		—		—	
その他の特別利益		6		18		24	
特別損失		296	1.24	678	2.40	420	0.79
固定資産処分損		86		72		208	
減損損失	※2	209		277		212	
役員退職慰労引当金繰入額		—		170		—	
睡眠預金払戻引当金繰入額		—		157		—	
税金等調整前中間(当期)純利益		5,988	25.03	4,266	15.13	9,862	18.47
法人税、住民税及び事業税		246	1.03	1,693	6.00	306	0.58
過年度法人税等		—	—	—	—	189	0.35
法人税等調整額		2,637	11.02	96	0.34	4,333	8.12
少数株主利益		83	0.35	116	0.42	80	0.15
中間(当期)純利益		3,020	12.63	2,359	8.37	4,952	9.27

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,100	6,272	86,233	△321	106,285
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△585	—	△585
役員賞与(注)	—	—	△20	—	△20
中間純利益	—	—	3,020	—	3,020
自己株式の取得	—	—	—	△21	△21
自己株式の処分	—	0	—	5	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	94	—	94
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	0	2,509	△15	2,493
平成18年9月30日残高(百万円)	14,100	6,272	88,742	△337	108,778

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	26,547	—	3,158	29,705	4,576	140,566
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△585
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△20
中間純利益	—	—	—	—	—	3,020
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△21
自己株式の処分	—	—	—	—	—	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	94
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△162	△18	△94	△275	74	△200
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△162	△18	△94	△275	74	2,293
平成18年9月30日残高(百万円)	26,384	△18	3,063	29,430	4,651	142,860

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	14,100	6,275	90,076	△343	110,110
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△586	—	△586
中間純利益	—	—	2,359	—	2,359
自己株式の取得	—	—	—	△1,153	△1,153
自己株式の処分	—	△0	—	7	6
土地再評価差額金の取崩	—	—	△45	—	△45
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△0	1,727	△1,146	580
平成19年9月30日残高(百万円)	14,100	6,274	91,804	△1,489	110,690

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	28,297	△29	3,076	31,344	4,730	146,184
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△586
中間純利益	—	—	—	—	—	2,359
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△1,153
自己株式の処分	—	—	—	—	—	6
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△45
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△3,641	6	45	△3,588	108	△3,479
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△3,641	6	45	△3,588	108	△2,899
平成19年9月30日残高(百万円)	24,656	△22	3,122	27,756	4,838	143,286

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,100	6,272	86,233	△321	106,285
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△585	—	△585
剰余金の配当	—	—	△585	—	△585
役員賞与(注)	—	—	△20	—	△20
当期純利益	—	—	4,952	—	4,952
自己株式の取得	—	—	—	△45	△45
自己株式の処分	—	2	—	23	26
土地再評価差額金の取崩	—	—	82	—	82
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	2	3,843	△21	3,824
平成19年3月31日残高(百万円)	14,100	6,275	90,076	△343	110,110

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	26,547	—	3,158	29,705	4,576	140,566
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△585
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△585
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△20
当期純利益	—	—	—	—	—	4,952
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△45
自己株式の処分	—	—	—	—	—	26
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	82
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,750	△29	△82	1,639	153	1,793
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	1,750	△29	△82	1,639	153	5,617
平成19年3月31日残高(百万円)	28,297	△29	3,076	31,344	4,730	146,184

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		5,988	4,266	9,862
減価償却費		866	975	1,820
減損損失		209	277	212
貸倒引当金の純増減(△)		△4,257	199	△3,361
役員賞与引当金の純増減(△)		—	△20	20
退職給付引当金の純増減(△)		△60	51	△123
役員退職慰労引当金の純増減 (△)		—	219	—
睡眠預金払戻引当金の純増減 (△)		—	157	—
資金運用収益		△17,228	△20,350	△37,160
資金調達費用		1,300	4,036	4,344
有価証券関係損益(△)		1,952	△662	△176
金銭の信託の運用損益(△)		173	38	91
為替差損益(△)		△30	△19	△111
固定資産処分損益(△)		82	70	190
貸出金の純増(△)減		△27,855	31,651	△60,937
預金の純増減(△)		40,513	5,251	35,981
譲渡性預金の純増減(△)		32,244	14,203	20,371
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		171	279	4,438
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△7,521	△3,766	501
コールローン等の純増(△)減		△55,913	26,015	△56,736
コールマネー等の純増減(△)		△50,671	△2,585	△49,522
債券貸借取引受入担保金の純 増減(△)		△18,052	△1,034	△9,588
外国為替(資産)の純増(△)減		506	△5	612
外国為替(負債)の純増減(△)		18	95	98

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用による収入		16,759	20,277	36,772
資金調達による支出		△1,293	△3,508	△3,627
商品有価証券の純増(△)減		446	△25	468
その他		3,536	12,025	△712
小計		△78,114	88,112	△106,269
法人税等の支払額		△266	△268	△576
営業活動による キャッシュ・フロー		△78,381	87,843	△106,846
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△763,531	△764,129	△1,722,740
有価証券の売却による収入		52,737	34,895	92,817
有価証券の償還による収入		780,848	650,995	1,724,420
金銭の信託の増加による支出		—	△5,000	—
金銭の信託の減少による収入		—	—	3,025
有形固定資産の取得による 支出		△553	△509	△1,309
有形固定資産の売却による 収入		95	146	155
無形固定資産の取得による 支出		△105	△460	△460
投資活動による キャッシュ・フロー		69,490	△84,061	95,908
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
配当金支払額		△585	△586	△1,171
少数株主への配当金支払額		△8	△8	△8
自己株式の取得による支出		△21	△1,153	△45
自己株式の売却による収入		5	6	26
財務活動による キャッシュ・フロー		△609	△1,741	△1,198
IV 現金及び現金同等物 に係る換算差額		0	0	9
V 現金及び現金同等物 の増減(△)額		△9,501	2,042	△12,126
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		49,125	36,999	49,125
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		39,624	39,041	36,999

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 会社名 株式会社秋銀ビジネスサービス 秋銀不動産調査サービス株式会社 株式会社秋田グランドリース 株式会社秋田保証サービス 株式会社秋田ジェーシービーカード 株式会社あきぎんオフィスサービス 株式会社秋田国際カード</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 同 左</p> <p>(2) 非連結子会社 同 左</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 連結子会社名は、「第一部 企業情報 第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 会社名 投資事業有限責任組合あきた地域活性化支援ファンド一号 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)および繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同 左</p>
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社</p>	<p>同 左</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 7社</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式(および出資金)については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同 左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式(および出資金)については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>原価法または償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	(ロ) 同 左	<p>法または償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同 左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同 左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正にともない、平成19年4月1日以後に取得した当行の有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益および税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、11百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した当行の有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益および税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、57百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は後記「事業の種類別セグメント情報」に記載しております。</p>	
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行および連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同 左</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産 の自己査定に係る内部統 制の検証並びに貸倒償却 及び貸倒引当金の監査に 関する実務指針」(日本 公認会計士協会銀行等監 査特別委員会報告第4 号)に規定する正常先債 権および要注意先債権に 相当する債権について は、一定の種類毎に分類 し、過去の一定期間にお ける各々の貸倒実績から 算出した貸倒実績率等に 基づき引き当てておりま す。破綻懸念先債権に相 当する債権については、 債権額から担保の処分可 能見込額および保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額のうち必要 と認める額を引き当てて おります。破綻先債権お よび実質破綻先債権に相 当する債権については、 債権額から、担保の処分 可能見込額および保証に よる回収可能見込額を控 除した残額を引き当てて おります。</p> <p>すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署の協力 の下に資産査定部署が資 産査定を実施しており、 その査定結果により上記 の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当 金は、一般債権について は過去の貸倒実績率等を 勘案して必要と認めた額 を、貸倒懸念債権等特定 の債権については、個別 に回収可能性を勘案し、 回収不能見込額をそれぞ れ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上することとしております。ただし、当中間連結会計期間は役員への支給額を合理的に見積ることが困難であるため引当金計上していません。</p>	<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理していましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことにともない、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は20百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	しております。		連結会計年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生 の翌連結会計年度から費用処理
	—————	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、当行の役員退職慰労金は、支給時に費用処理をしておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)により役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることになったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることにともない、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>なお、役員退職慰労引当金には取締役を兼務しない執行役員に対する退職慰労引当金36百万円を含んでおります。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は29百万円、特別損失は170百万円それぞれ増加し、経常利益は29百万円、税金等調整前中間純利益は199百万円それぞれ減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は後記「事業の種類別セグメント情報」に記載しております。</p>	
	—————	<p>(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準</p> <p>負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止して利益計上し、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりますが、当中間連結会計期間より監査・保証実務委員会報告第42号を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は157百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。</p>	—————
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(11)リース取引の処理方法 当行および国内連結子 会社のリース物件の所有 権が借主に移転すると認 められるもの以外のファ イナンス・リース取引に ついては、通常の賃貸借 取引に準じた会計処理に しております。	(11)リース取引の処理方法 同 左	(11)リース取引の処理方法 同 左
	(12)重要なヘッジ会計の方 法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る貸出金とヘッジ手段で ある金利スワップ取引を 特定し評価しております。 (ロ)為替変動リスク・ヘ ッジ 当行の外貨建金融資 産・負債から生じる為替 変動リスクに対するヘッ ジ会計の方法は、「銀行 業における外貨建取引等 の会計処理に関する会計 上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第25 号)に規定する繰延ヘッ ジによっております。	(12)重要なヘッジ会計の方 法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同 左 (ロ)為替変動リスク・ヘ ッジ 同 左	(12)重要なヘッジ会計の方 法 (イ)金利リスク・ヘッジ 同 左 (ロ)為替変動リスク・ヘ ッジ 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。		
	(13) 消費税等の会計処理 当行および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13) 消費税等の会計処理 同 左	(13) 消費税等の会計処理 同 左
	(14) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当行および国内連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立および取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(14) 税効果会計に関する事項 同 左	—————
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は138,227百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正にともない、改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間にかかる中間連結財務諸表から適用されることになったことにともない、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)および「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付および同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度および中間連結会計期間から適用されることになったことにともない、当中間連結会計期間から改正会計基準および実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は141,484百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正にともない、改正後の連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことにともない、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等にともない、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部に次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 「その他資産」に含めていたリース資産は、「有形固定資産」または「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことにともない、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>「役員賞与に関する会計基準」 (企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度の中間連結会計期間から適用されることになったことにもない、当中間連結会計期間から同会計基準を適用しております。ただし、当行の役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることになっていることから、中間連結会計期間については当行の役員に対する賞与の支給見込額を合理的に見積もることが困難であるため、費用処理しておりません。</p>		

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金326百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,834百万円、延滞債権額は62,062百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,620百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金302百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,952百万円、延滞債権額は58,575百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,690百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金327百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,276百万円、延滞債権額は56,398百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,940百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																								
<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は78,517百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,668百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,861百万円</td> </tr> <tr> <td>未経過リース期間にかかわるリース債権</td> <td>866百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,683百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>610百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,289百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は298百万円であります。</p>	有価証券	2,861百万円	未経過リース期間にかかわるリース債権	866百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,683百万円	借入金	610百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は70,218百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,970百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>16,086百万円</td> </tr> <tr> <td>未経過リース期間にかかわるリース債権</td> <td>1,712百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>51百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,354百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>7,429百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>6,035百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,072百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は295百万円であります。</p>	有価証券	16,086百万円	未経過リース期間にかかわるリース債権	1,712百万円	その他資産	51百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,354百万円	債券貸借取引受入担保金	7,429百万円	借入金	6,035百万円	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は68,614百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,032百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>39,072百万円</td> </tr> <tr> <td>未経過リース期間にかかわるリース債権</td> <td>1,092百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>11,392百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>2,100百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>8,463百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>733百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,024百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は300百万円であります。</p>	有価証券	39,072百万円	未経過リース期間にかかわるリース債権	1,092百万円	担保資産に対応する債務		預金	11,392百万円	コールマネー	2,100百万円	債券貸借取引受入担保金		借入金	8,463百万円	借入金	733百万円
有価証券	2,861百万円																																									
未経過リース期間にかかわるリース債権	866百万円																																									
担保資産に対応する債務																																										
預金	2,683百万円																																									
借入金	610百万円																																									
有価証券	16,086百万円																																									
未経過リース期間にかかわるリース債権	1,712百万円																																									
その他資産	51百万円																																									
担保資産に対応する債務																																										
預金	3,354百万円																																									
債券貸借取引受入担保金	7,429百万円																																									
借入金	6,035百万円																																									
有価証券	39,072百万円																																									
未経過リース期間にかかわるリース債権	1,092百万円																																									
担保資産に対応する債務																																										
預金	11,392百万円																																									
コールマネー	2,100百万円																																									
債券貸借取引受入担保金																																										
借入金	8,463百万円																																									
借入金	733百万円																																									

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、378,151百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが378,151百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の</p>	<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、414,558百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが414,558百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 同 左</p>	<p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、390,886百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが390,886百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p>		<p>課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p>
<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 34,799百万円</p>	<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 33,918百万円</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,822百万円</p>
<p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,478百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額はありませぬ。)</p>	<p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,403百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額はありませぬ。)</p>	<p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 34,042百万円</p> <p>※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,477百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額はありませぬ。)</p>
	<p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,070百万円であります。 なお、当該保証債務にかかる支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことにもない、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ3,070百万円減少します。</p>	<p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,270百万円であります。 (会計方針の変更) 当該保証債務にかかる支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことにもない、当連結会計年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ3,270百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
<p>※1. 「その他経常費用」には、貸出金償却64百万円、株式等償却69百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 遊休資産、売却予定資産および営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※1. 「その他経常費用」には、貸出金償却105百万円、貸倒引当金繰入額1,235百万円および株式等償却306百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が継続して下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却174百万円、株式等償却178百万円および不良債権を一括売却したことによる損失872百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 遊休資産、売却予定資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が継続して下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>			
地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失
秋田県内	営業店舗等	土地建物等 2か所	2百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 2か所	147百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 2か所	2百万円
	遊休資産等	土地建物等 9か所	198百万円		遊休資産等	土地建物等 10か所	53百万円		遊休資産等	土地建物等 10か所	201百万円
秋田県外	営業店舗等	土地建物等 1か所	7百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物等 1か所	76百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物等 1か所	7百万円
	遊休資産	土地建物等 1か所	1百万円		遊休資産	土地建物等 1か所	1百万円		遊休資産	土地建物等 1か所	1百万円
合計			209百万円 (うち土地 129百万円) (うち建物等 80百万円)	合計			277百万円 (うち建物等 1百万円) (うち土地 276百万円)	合計			212百万円 (うち建物 80百万円) (うち土地 129百万円) (うちその他 2百万円)
<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>			

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式(千株)	195,936	—	—	195,936	
合計	195,936	—	—	195,936	
自己株式					
普通株式(千株)	555	33	9	579	(注)
合計	555	33	9	579	

(注) 当行の単元未満株式の買取請求による増加および単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	586	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月21日 取締役会	普通株式	586	利益剰余金	3.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式(千株)	195,936	—	—	195,936	
合 計	195,936	—	—	195,936	
自己株式					
普通株式(千株)	582	1,976	13	2,545	(注)
合 計	582	1,976	13	2,545	

(注) 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の取得による増加 1,919千株

単元未満株式の買取請求による増加 57千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 13千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	586	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月13日 取締役会	普通株式	580	利益剰余金	3.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式(千株)	195,936	—	—	195,936	
合 計	195,936	—	—	195,936	
自己株式					
普通株式(千株)	555	74	47	582	(注)
合 計	555	74	47	582	

(注) 当行の単元未満株式の買取請求による増加、単元未満株式の買増請求による減少および連結子会社が保有する当行株式の市場売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	586	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月21日 取締役会	普通株式	586	3.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	586	利益剰余金	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 53,776 百万円	現金預け金勘定 48,937 百万円	現金預け金勘定 43,128 百万円
無利息預け金 △439 百万円	無利息預け金 △210 百万円	無利息預け金 △352 百万円
普通預け金 △571 百万円	普通預け金 △475 百万円	普通預け金 △666 百万円
定期預け金 △140 百万円	定期預け金 △210 百万円	定期預け金 △110 百万円
譲渡性預け金 △13,000 百万円	譲渡性預け金 △9,000 百万円	譲渡性預け金 △5,000 百万円
現金及び現金同等物 39,624 百万円	現金及び現金同等物 39,041 百万円	現金及び現金同等物 36,999 百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額および中間連結会計期間末残高 取得価額 有形固定資産 21,708百万円 無形固定資産 1,445百万円 減価償却累計額 有形固定資産 14,342百万円 無形固定資産 728百万円 中間連結会計期間末残高 有形固定資産 7,365百万円 無形固定資産 716百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 3,396百万円 1年超 6,380百万円 合計 9,777百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高および見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 1,957百万円 減価償却費 1,696百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額および中間連結会計期間末残高 取得価額 有形固定資産 22,135百万円 無形固定資産 1,810百万円 減価償却累計額 有形固定資産 14,915百万円 無形固定資産 702百万円 中間連結会計期間末残高 有形固定資産 7,219百万円 無形固定資産 1,108百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 3,452百万円 1年超 6,555百万円 合計 10,008百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高および見積残存価額の残高の合計額が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 1,977百万円 減価償却費 1,696百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額および連結会計年度末残高 取得価額 有形固定資産 21,954百万円 無形固定資産 1,585百万円 減価償却累計額 有形固定資産 14,651百万円 無形固定資産 756百万円 連結会計年度末残高 有形固定資産 7,303百万円 無形固定資産 828百万円 未経過リース料連結会計年度末残高相当額 1年内 3,414百万円 1年超 6,401百万円 合計 9,815百万円 <p>(注) 未経過リース料連結会計年度末残高相当額は、未経過リース料連結会計年度末残高および見積残存価額の残高の合計額が営業債権の連結会計年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 3,918百万円 減価償却費 3,437百万円 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>

[前へ](#)[次へ](#)

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマース・ペーパーおよびその他の買入金銭債権の一部を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	499	495	△3
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	499	495	△3

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	34,085	77,585	43,500
債券	626,064	623,347	△2,717
国債	190,032	188,812	△1,220
地方債	177,068	176,475	△593
短期社債	19,998	19,998	0
社債	238,965	238,061	△903
その他	68,894	72,380	3,485
合計	729,044	773,313	44,268

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

ただし、当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	1,248
私募社債	3,275
出資証券	326
外国株式	38
ゴルフ株	5

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	499	497	△2
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	499	497	△2

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	33,545	74,807	41,261
債券	670,562	667,434	△3,127
国債	198,803	196,798	△2,005
地方債	188,443	187,665	△778
短期社債	34,391	34,391	0
社債	248,923	248,580	△343
その他	80,523	83,758	3,235
合計	784,631	826,000	41,369

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当中間連結会計期間における減損処理額は、305百万円(うち株式305百万円)であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	1,412
私募社債	3,275
外国株式	37
ゴルフ株	5

III 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	69	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	499	495	△3	—	3
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	499	495	△3	—	3

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	33,312	79,294	45,981	46,359	378
債券	604,882	601,480	△3,402	1,507	4,909
国債	185,775	183,614	△2,160	605	2,766
地方債	178,230	177,508	△722	455	1,177
短期社債	20,093	20,094	0	0	0
社債	220,782	220,263	△519	446	965
その他	63,869	68,769	4,900	5,438	538
合計	702,064	749,544	47,479	53,305	5,825

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、106百万円(うち株式106百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について、連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	92,286	2,681	2,267

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	1,414
私募社債	3,475
出資証券	327
外国株式	38
ゴルフ株	5

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	88,198	283,837	161,050	72,368
国債	15,890	57,902	37,954	72,368
地方債	5,001	90,310	82,195	—
短期社債	20,094	—	—	—
社債	47,212	135,624	40,900	—
その他	12,818	16,324	11,891	8,675
合計	101,017	300,162	172,942	81,043

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,002	△139

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	44,268
その他有価証券	44,268
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	17,884
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	26,384
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	26,384

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	41,369
その他有価証券	41,369
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	16,713
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	24,656
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	24,656

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	47,479
その他有価証券	47,479
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	19,181
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	28,297
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	28,297

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	47,000	354	354
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	354	354

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	701	2	2
	通貨オプション	83	△23	△23
	その他	—	—	—
	合計	—	△21	△21

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	27,000	303	303
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	303	303

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	66	0	0
	通貨オプション	76	14	14
	その他	—	—	—
	合計	—	14	14

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行うデリバティブ取引は、金利スワップ、為替予約、通貨オプション等であります。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、基本的にはオンバランス資産負債の範囲内で、その金利リスクや為替リスクをヘッジするために行っております。

(3) 取引の利用目的

金利スワップ取引につきましては、オンバランス取引の金利リスクのヘッジを目的としております。

また、ヘッジの有効性の評価につきましては、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより行っております。

為替予約取引および通貨オプション取引につきましては、外貨建オンバランス取引の為替リスクをヘッジすることを目的としております。

(4) 取引にかかるリスクの内容

金利スワップおよび為替予約取引におけるリスクは、これらの取引の相手先の契約不履行に係るリスク、いわゆる信用リスクであります。

なお、金利スワップ取引自体は金利リスク、為替予約取引および通貨オプション取引自体は為替リスクを伴いますが、オンバランス取引のヘッジを目的としておりますので、これらのリスクはオンバランス取引のリスクと相殺されております。

また、当行が行っている取引のリスク量は以下のとおりであります。

信用リスク相当額(平成19年3月31日現在)

金利スワップ(百万円)	957
為替予約(百万円)	827
通貨オプション(百万円)	61
合計(百万円)	1,846

(注) BIS(国際決済銀行)で定める国際統一基準による信用リスク相当額(カレント・エクスポージャー方式)

(5) 取引にかかるリスク管理体制

金利スワップ取引につきましては、ヘッジ取引の必要性等、常務会において十分に検討し、運用しております。

為替予約取引および通貨オプション取引につきましては、個別取引における管理のほか、オンバランス・オフバランスを合わせた当行全体の総合持高を把握し、管理しております。

また以上の取引のリスクの状況等につきましては、各担当部署内での管理のほか、常務会においても常に状況の把握等を行う体制としております。

[前へ](#)

[次へ](#)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	37,000	37,000	316	316
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	316	316

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	99	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	27	—	19	19
	買建	33	—	0	0
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	20	20

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(7) 「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等

金利スワップ取引の契約残存期間別想定元本および平均金利(平成19年3月31日現在)

残存期間	1年以内	1年超3年以内	3年超
受取側固定スワップ想定元本(百万円)	—	—	—
平均受取固定金利(%)	—	—	—
平均支払変動金利(%)	—	—	—
支払側固定スワップ想定元本(百万円)	15,000	13,000	40,000
平均支払固定金利(%)	0.33	0.82	1.43
平均受取変動金利(%)	0.70	0.56	0.58
合計(百万円)	15,000	13,000	40,000

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	20,287	2,729	905	23,922	—	23,922
(2)セグメント間の内部経常収益	84	237	731	1,052	(1,052)	—
計	20,371	2,966	1,636	24,975	(1,052)	23,922
経常費用	17,655	2,825	1,525	22,005	(1,415)	20,590
経常利益	2,716	141	111	2,970	362	3,332

(注) 1. 一般企業の売上高および営業利益に代えて、それぞれ経常収益および経常利益を記載しております。

2. 「その他の業務」はクレジットカード業務等であります。

3. 事業区分の変更

従来、「リース業務」は「その他の業務」に含めておりましたが、当業務の経常収益が増加しており、今後もこの傾向が予想されるため、当中間連結会計期間より「リース業務」として区分表示することに変更いたしました。この結果、前中間連結会計期間と同様の区分によった場合と比べて、「その他の業務」の経常収益は2,966百万円、経常利益は141百万円それぞれ減少し、「リース業務」が同額増加しております。

なお、前中間会計期間および前連結会計年度において当中間連結会計期間の事業区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は、次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	21,668	2,713	904	25,286	—	25,286
(2)セグメント間の内部経常収益	81	148	671	901	(901)	—
計	21,750	2,862	1,575	26,188	(901)	25,286
経常費用	16,214	2,727	1,402	20,345	(1,204)	19,141
経常利益	5,535	134	173	5,843	302	6,145

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	44,334	5,463	1,841	51,639	—	51,639
(2)セグメント間の内部経常収益	155	276	1,376	1,808	(1,808)	—
計	44,490	5,739	3,218	53,447	(1,808)	51,639
経常費用	33,954	5,713	3,136	42,804	(2,502)	40,302
経常利益	10,535	26	81	10,643	693	11,336

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	24,672	2,684	849	28,206	—	28,206
(2)セグメント間の内部経常収益	81	235	722	1,039	(1,039)	—
計	24,754	2,920	1,571	29,246	(1,039)	28,206
経常費用	20,112	2,771	1,436	24,320	(1,039)	23,280
経常利益	4,641	149	135	4,926	0	4,926

- (注) 1. 一般企業の売上高および営業利益に代えて、それぞれ経常収益および経常利益を記載しております。
2. 「その他の業務」はクレジットカード業務等であります。
3. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、平成19年度税制改正にともない、平成19年4月1日以後に取得した当行の有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更にともない、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合に比べ、銀行業務について経常費用が11百万円増加し、経常利益が同額減少しております。また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した当行の有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更にともない、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合に比べ、銀行業務について経常費用が57百万円増加し、経常利益が同額減少しております。
4. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。この変更にともない、前中間連結会計期間と同一の方法によった場合に比べ、銀行業務について経常費用が29百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	46,193	5,415	1,797	53,407	—	53,407
(2) セグメント間の内部経常収益	121	466	1,431	2,018	(2,018)	—
計	46,314	5,881	3,229	55,426	(2,018)	53,407
経常費用	36,821	5,711	2,908	45,441	(2,293)	43,148
経常利益	9,493	170	320	9,984	274	10,259

- (注) 1. 一般企業の売上高および営業利益に代えて、それぞれ経常収益および経常利益を記載しております。
2. 「その他の業務」はクレジットカード業務等であります。
3. 事業区分の変更
従来、「リース業務」は「その他の事業」に含めておりましたが、当業務の経常収益が増加しており、今後もこの傾向が予想されるため、当連結会計年度より「リース業務」として区分表示することに変更いたしました。この結果、前連結会計年度と同様の区分によった場合と比べて、「その他の業務」の経常収益は5,881百万円、経常利益は170百万円それぞれ減少し、「リース業務」が同額増加しております。
- なお、前連結会計年度において当連結会計年度の事業区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は、次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	44,334	5,463	1,841	51,639	—	51,639
(2)セグメント間の内部経常収益	155	276	1,376	1,808	(1,808)	—
計	44,490	5,739	3,218	53,447	(1,808)	51,639
経常費用	33,954	5,713	3,136	42,804	(2,502)	40,302
経常利益	10,535	26	81	10,643	693	11,336

4. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用し、役員賞与について従来の利益処分による支給時の未処分利益の減少から、費用処理することとし、その支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上することに変更いたしました。

この変更にもとない、前連結会計年度と同一の方法によった場合に比べ、銀行業務について経常費用が20百万円増加し、経常利益は20百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経営収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	707.46	715.89	724.09
1株当たり中間(当期) 純利益	円	15.45	12.12	25.35

(注) 1. 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	142,860	143,286	146,184
純資産の部の合計額か ら控除する金額	百万円	4,651	4,838	4,730
(うち少数株主持分)	百万円	4,651	4,838	4,730
普通株式に係る中間期 末(期末)の純資産額	百万円	138,209	138,447	141,454
1株当たり純資産額の 算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式 の数	千株	195,356	193,390	195,354

(2) 1株当たり中間(当期)純利益

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間 (当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	3,020	2,359	4,952
普通株主に帰属し ない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	3,020	2,359	4,952
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	195,371	194,638	195,363

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		53,531	2.41	48,525	2.16	42,914	1.93
コールローン		97,507	4.38	70,354	3.13	96,340	4.33
買入金銭債権		24,058	1.08	26,034	1.16	26,047	1.17
商品有価証券		85	0.00	100	0.00	69	0.00
金銭の信託		6,993	0.31	8,964	0.40	4,002	0.18
有価証券	※ 1, 8, 13	760,562	34.19	814,174	36.28	741,442	33.29
貸出金	※ 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 14	1,261,749	56.72	1,257,712	56.05	1,290,620	57.95
外国為替	※7	397	0.02	295	0.01	290	0.01
その他資産	※8	8,011	0.36	10,557	0.47	18,070	0.81
有形固定資産	※10, 11, 12	24,854	1.12	24,104	1.08	24,843	1.11
無形固定資産		363	0.02	622	0.03	566	0.03
支払承諾見返	※13	14,814	0.66	11,667	0.52	11,108	0.49
貸倒引当金		△28,261	△1.27	△28,954	△1.29	△29,053	△1.30
資産の部合計		2,224,668	100.00	2,244,159	100.00	2,227,263	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	1,998,601	89.84	1,999,285	89.09	1,993,859	89.52
譲渡性預金		54,522	2.45	56,653	2.52	42,649	1.91
コールマネー	※8	2,359	0.11	923	0.04	3,508	0.16
債券貸借取引受入担保金	※8	—	—	7,429	0.33	8,463	0.38
借入金		—	—	4,900	0.22	4,900	0.22
外国為替		26	0.00	112	0.00	35	0.00
その他負債		4,832	0.22	12,523	0.56	7,120	0.32
役員賞与引当金		—	—	—	—	20	0.00
退職給付引当金		5,794	0.26	5,827	0.26	5,781	0.26
役員退職慰労引当金		—	—	199	0.01	—	—
睡眠預金払戻引当金		—	—	157	0.01	—	—
子会社支援引当金		—	—	167	0.01	161	0.01
繰延税金負債		2,844	0.13	3,308	0.15	5,564	0.25
再評価に係る繰延税金負債	※12	2,997	0.13	2,921	0.13	2,978	0.13
支払承諾	※13	14,814	0.66	11,667	0.52	11,108	0.50
負債の部合計		2,086,794	93.80	2,106,078	93.85	2,086,153	93.66

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		14,100	0.63	14,100	0.63	14,100	0.63
資本剰余金		6,272	0.28	6,272	0.28	6,272	0.28
資本準備金		6,268		6,268		6,268	
その他資本剰余金		4		3		4	
利益剰余金		88,392	3.97	91,440	4.07	89,734	4.03
利益準備金		14,100		14,100		14,100	
その他利益剰余金		74,291		77,339		75,634	
退職慰労積立金		345		345		345	
固定資産圧縮積立金		222		218		220	
別途積立金		68,811		72,811		68,811	
繰越利益剰余金		4,913		3,965		6,257	
自己株式		△322	△0.01	△1,489	△0.07	△343	△0.01
株主資本合計		108,443	4.87	110,324	4.91	109,765	4.93
その他有価証券評価差額金		26,384	1.19	24,656	1.10	28,297	1.27
繰延ヘッジ損益		△18	△0.00	△22	△0.00	△29	△0.00
土地再評価差額金	※12	3,063	0.14	3,122	0.14	3,076	0.14
評価・換算差額等合計		29,430	1.33	27,756	1.24	31,344	1.41
純資産の部合計		137,873	6.20	138,080	6.15	141,110	6.34
負債及び純資産の部合計		2,224,668	100.00	2,244,159	100.00	2,227,263	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		20,371	100.00	24,754	100.00	46,314	100.00
資金運用収益		16,996		20,148		36,708	
(うち貸出金利息)		(11,294)		(12,742)		(23,383)	
(うち有価証券利息配当金)		(5,034)		(5,504)		(10,908)	
役務取引等収益		3,041		3,219		6,144	
その他業務収益		96		96		293	
その他経常収益		237		1,289		3,168	
経常費用		17,655	86.66	20,112	81.25	36,821	79.50
資金調達費用		1,269		4,004		4,281	
(うち預金利息)		(543)		(2,267)		(1,877)	
役務取引等費用		909		1,098		2,017	
その他業務費用		2,439		239		2,750	
営業経費	※1	12,655		13,322		25,382	
その他経常費用	※2	381		1,448		2,390	
経常利益		2,716	13.34	4,641	18.75	9,493	20.50
特別利益	※3	3,305	16.22	4	0.02	21	0.05
特別損失	※4,5	295	1.45	675	2.73	419	0.91
税引前中間(当期)純利益		5,726	28.11	3,969	16.04	9,095	19.64
法人税、住民税及び事業税		19	0.10	1,481	5.99	37	0.08
法人税等調整額		2,701	13.26	151	0.61	4,112	8.88
中間(当期)純利益		3,005	14.75	2,337	9.44	4,945	10.68

③ 【中間株主資本等変動計算書】

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,100	6,268	4	6,272
中間会計期間中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩(注2)	—	—	—	—
剰余金の配当(注1)	—	—	—	—
役員賞与(注1)	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立(注1)	—	—	—	—
別途積立金の積立(注1)	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	0	0
平成18年9月30日残高(百万円)	14,100	6,268	4	6,272

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		退職慰労積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	14,100	345	222	65,811	5,420	85,899	△307	105,965
中間会計期間中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩(注2)	—	—	△6	—	6	—	—	—
剰余金の配当(注1)	—	—	—	—	△586	△586	—	△586
役員賞与(注1)	—	—	—	—	△20	△20	—	△20
固定資産圧縮積立金の積立(注1)	—	—	6	—	△6	—	—	—
別途積立金の積立(注1)	—	—	—	3,000	△3,000	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	3,005	3,005	—	3,005
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△21	△21
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	5	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	94	94	—	94
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	0	3,000	△506	2,493	△15	2,477
平成18年9月30日残高(百万円)	14,100	345	222	68,811	4,913	88,392	△322	108,443

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	26,547	—	3,158	29,705	135,670
中間会計期間中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩 (注2)	—	—	—	—	—
剰余金の配当(注1)	—	—	—	—	△586
役員賞与(注1)	—	—	—	—	△20
固定資産圧縮積立金の積立 (注1)	—	—	—	—	—
別途積立金の積立(注1)	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	3,005
自己株式の取得	—	—	—	—	△21
自己株式の処分	—	—	—	—	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	94
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	△162	△18	△94	△275	△275
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△162	△18	△94	△275	2,202
平成18年9月30日残高(百万円)	26,384	△18	3,063	29,430	137,873

(注1) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注2) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分のほか、当中間会計期間中の変動額を含んでおります。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	14,100	6,268	4	6,272
中間会計期間中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△0	△0
平成19年9月30日残高(百万円)	14,100	6,268	3	6,272

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
		退職慰労積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	14,100	345	220	68,811	6,257	89,734	△343	109,765
中間会計期間中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	△2	—	2	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△586	△586	—	△586
別途積立金の積立(注)	—	—	—	4,000	△4,000	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	2,337	2,337	—	2,337
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△1,153	△1,153
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	7	6
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	△45	△45	—	△45
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△2	4,000	△2,292	1,705	△1,146	558
平成19年9月30日残高(百万円)	14,100	345	218	72,811	3,965	91,440	△1,489	110,324

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	28,297	△29	3,076	31,344	141,110
中間会計期間中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△586
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	2,337
自己株式の取得	—	—	—	—	△1,153
自己株式の処分	—	—	—	—	6
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	△45
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	△3,641	6	45	△3,588	△3,588
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△3,641	6	45	△3,588	△3,030
平成19年9月30日残高(百万円)	24,656	△22	3,122	27,756	138,080

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

Ⅲ 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	14,100	6,268	4	6,272
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩(注)	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立(注)	—	—	—	—
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—
役員賞与(注)	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	0	0
平成19年3月31日残高(百万円)	14,100	6,268	4	6,272

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	利益剰余金								
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計			
退職慰勞積立金		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	14,100	345	222	65,811	5,420	85,899	△307	105,965	
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩(注)	—	—	△4	—	4	—	—	—	
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	△4	—	4	—	—	—	
固定資産圧縮積立金の積立(注)	—	—	6	—	△6	—	—	—	
別途積立金の積立(注)	—	—	—	3,000	△3,000	—	—	—	
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△586	△586	—	△586	
剰余金の配当	—	—	—	—	△586	△586	—	△586	
役員賞与(注)	—	—	—	—	△20	△20	—	△20	
当期純利益	—	—	—	—	4,945	4,945	—	4,945	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△45	△45	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	9	9	
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	82	82	—	82	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△1	3,000	837	3,835	△35	3,799	
平成19年3月31日残高(百万円)	14,100	345	220	68,811	6,257	89,734	△343	109,765	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	26,547	—	3,158	29,705	135,670
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩(注)	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立(注)	—	—	—	—	—
別途積立金の積立(注)	—	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△586
剰余金の配当	—	—	—	—	△586
役員賞与(注)	—	—	—	—	△20
当期純利益	—	—	—	—	4,945
自己株式の取得	—	—	—	—	△45
自己株式の処分	—	—	—	—	9
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	82
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)	1,750	△29	△82	1,639	1,639
事業年度中の変動額合計 (百万円)	1,750	△29	△82	1,639	5,439
平成19年3月31日残高(百万円)	28,297	△29	3,076	31,344	141,110

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式(および出資金)および関連会社株式(および出資金)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式(および出資金)および関連会社株式(および出資金)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正にともない、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法にもとづく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益および税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ11百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益および税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ57百万円減少しております。</p>	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同 左	(2) 無形固定資産 同 左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に	(1) 貸倒引当金 同 左	(1) 貸倒引当金 同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の強力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>		
	—————	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上することとしております。ただし、当中間会計期間は役員への支給額を合理的に見積もることが困難であるため引当金計上しておりません。</p>	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことにとまない、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年)による定額法により費用処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
	<p>—————</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支給時に費用処理をしておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)により役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることになったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されること</p>	<p>—————</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>にともない、当中間会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>なお、役員退職慰労引当金には取締役を兼務しない執行役員に対する退職慰労引当金36百万円を含んでおります。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は29百万円、特別損失は170百万円それぞれ増加し、経常利益は29百万円、税引前中間純利益は199百万円それぞれ減少しております。</p>	
	—————	<p>(5) 睡眠預金払戻引当金 負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止して利益計上し、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりますが、当中間会計期間より監査・保証実務委員会報告第42号を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を睡眠預金払戻引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は157百万円増加し、税引前中間純利益は同額減少しております。</p>	—————
	—————	<p>(6) 子会社支援引当金 子会社支援引当金は、債務超過子会社の支援にかかる損失に備えるため、子会社の財政状態を勘案して損失負担見積額を計上しております。</p>	<p>(6) 子会社支援引当金 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し評価しております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 同 左	(1) 金利リスク・ヘッジ 同 左
	(2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。	(2) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左	(2) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。		
9. 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
10. 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立および取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	同 左	—————

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は137,891百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正にともない、改正後の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)および「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付および同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度および中間会計期間から適用されることになったこととともない、当中間会計期間から改正会計基準および実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は141,139百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正にともない、改正後の財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等にともない、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職慰労積立金」「固定資産圧縮積立金」「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことにともない、当中間会計期間から同会計基準を適用しております。ただし、役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることになっていることから、中間会計期間については役員に対する賞与の支給見込額を合理的に見積もることが困難であるため、費用処理しておりません。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式(および出資額)総額 425百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,271百万円、延滞債権額は60,508百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,601百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(および出資額)総額374百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,292百万円、延滞債権額は56,957百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,671百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 関係会社の株式(および出資額)総額 399百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,666百万円、延滞債権額は54,941万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありませぬ。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,922百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は76,381百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,668百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 2,861百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,683百万円 上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,289百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は264百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、332,354百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが332,354百万円あります。</p>	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は67,922百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、700百万円であります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,970百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 16,086百万円 その他資産 51百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,354百万円 債券貸借取引受入担保金 7,429百万円 借入金 4,900百万円 上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,072百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は267百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、373,495百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが373,495百万円あります。</p>	<p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は66,530百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、700百万円あります。</p> <p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,032百万円あります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 39,072百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,392百万円 コールマネー 2,100百万円 債券貸借取引受入担保金 8,463百万円 上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券75,024百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は265百万円あります。</p> <p>※9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、346,040百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが346,040百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p>	<p>※10. 有形固定資産の減価償却累計額</p>
<p>34,719百万円</p>	<p>33,841百万円</p>	<p>33,965百万円</p>
<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>	<p>※11. 有形固定資産の圧縮記帳額</p>
<p>2,478百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額はありませぬ。)</p>	<p>2,403百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額はありませぬ。)</p>	<p>2,477百万円 (当事業年度圧縮記帳額はありませぬ。)</p>
<p>※12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>※12. 同 左</p>	<p>※12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>
<p>再評価を行った年月日</p>		<p>再評価を行った年月日</p>
<p>平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>		<p>平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p>		<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>—————</p> <p>※14. 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額 45百万円</p>	<p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,070百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務にかかる支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたこととともない、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ3,070百万円減少します。</p> <p>※14. 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額 41百万円</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,822百万円</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,270百万円であります。 (会計方針の変更)</p> <p>当該保証債務にかかる支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこととともない、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ3,270百万円減少しております。</p> <p>※14. 取締役および監査役との間の取引による取締役および監査役に対する金銭債権総額 43百万円</p>

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成18年3月31日)			
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 649百万円 無形固定資産 31百万円</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、株式等償却69百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益には、貸倒引当金の戻入益3,300百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、減損損失209百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 遊休資産、売却予定資産および営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 743百万円 無形固定資産 51百万円</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、貸出金償却30百万円、貸倒引当金繰入額937百万円および株式等償却306百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益には、貸倒引当金の戻入益3,300百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、減損損失277百万円、当中間会計期間に計上すべき役員退職慰労引当金繰入額のうち過年度分に相当する額170百万円および睡眠預金払戻引当金繰入額157百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 遊休資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が継続して下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>				<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,369百万円 無形固定資産 75百万円</p> <p>※2. 「その他の経常費用」には、不良債権を一括売却したことによる損失471百万円および債務超過子会社に対する支援引当金繰入額161百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益には、貸倒引当金の戻入益3,300百万円を含んでおります。</p> <p>※4. 特別損失には、減損損失277百万円、当中間会計期間に計上すべき役員退職慰労引当金繰入額のうち過年度分に相当する額170百万円および睡眠預金払戻引当金繰入額157百万円を含んでおります。</p> <p>※5. 遊休資産、売却予定資産、営業利益の減少によりキャッシュ・フローが低下した資産および地価が継続して下落した資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。</p>			
地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失	地域	主な用途	種類	減損損失
秋田県内	営業店舗等	土地建物等 2か所	2百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 2か所	147百万円	秋田県内	営業店舗等	土地建物等 2か所	2百万円
	遊休資産等	土地建物等 9か所	198百万円		遊休資産等	土地建物等 10か所	53百万円		遊休資産等	土地建物等 10か所	201百万円
秋田県外	営業店舗等	土地建物 1か所	7百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物 1か所	76百万円	秋田県外	営業店舗等	土地建物 1か所	7百万円
	遊休資産	土地建物等 1か所	1百万円		遊休資産	土地建物等 1か所	1百万円		遊休資産	土地建物等 1か所	1百万円
合計			209百万円 (うち土地 129百万円) (うち建物等 80百万円)	合計			277百万円 (うち建物等 1百万円) (うち土地 276百万円)	合計			212百万円 (うち建物 80百万円) (うち土地 129百万円) (うちその他 2百万円)
<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>				<p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>			

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	523	33	9	547	(注)
合計	523	33	9	547	

(注) 単元未満株式の買取請求による増加および単元未満株式の買増請求による減少であります。

II 当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	582	1,976	13	2,545	(注)
合計	582	1,976	13	2,545	

(注) 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の取得による増加 1,919千株

単元未満株式の買取請求による増加 57千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 13千株

III 前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	523	74	15	582	(注)
合計	523	74	15	582	

(注) 単元未満株式の買取請求による増加および単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,768百万円 無形固定資産 16百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 654百万円 無形固定資産 2百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,114百万円 無形固定資産 13百万円 <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 352百万円 1年超 775百万円 合計 1,127百万円 <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料 178百万円 減価償却費相当額 178百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 1,630百万円 無形固定資産 25百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 826百万円 無形固定資産 5百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 803百万円 無形固定資産 19百万円 <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 310百万円 1年超 513百万円 合計 823百万円 <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間の支払リース料 173百万円 減価償却費相当額 173百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,788百万円 減価償却累計額相当額 動産 836百万円 期末残高相当額 動産 951百万円 <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 1年内 335百万円 1年超 616百万円 合計 951百万円 <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 361百万円 減価償却費相当額 361百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

[前へ](#)

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月13日開催の取締役会において、第105期の中間配当につき次のとおり決議しました。

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 中間配当による配当金の金額 | 580百万円 |
| (2) 1株当たりの中間配当金 | 3円00銭 |
| (3) 支払請求の効力発生日および支払開始日 | 平成19年12月10日 |

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し支払います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|---------------------|-----------------|-----------------------------|--|
| (1) | 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第104期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (2) | 有価証券報告書の
訂正報告書 | 事業年度
(第104期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年11月9日
関東財務局長に提出。 |
| (3) | 自己株券買付状況
報告書 | | | 平成19年5月9日

平成19年5月10日

平成19年6月11日

平成19年7月10日

平成19年8月10日

平成19年9月10日

平成19年10月10日

関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	秋	山	正	明	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	齋	藤	憲	芳	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	富	樫	健	一	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	秋 山 正 明	Ⓜ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	齋 藤 憲 芳	Ⓜ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	富 樫 健 一	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	秋 山 正 明	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	齋 藤 憲 芳	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	富 樫 健 一	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 正 明 ⑩

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 齋 藤 憲 芳 ⑩

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 富 樫 健 一 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋田銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第105期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社秋田銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。